

「NXT Wi-Fi」利用規約

株式会社ネクストフィールド

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

株式会社ネクストフィールド（以下「当社」といいます。）は、東日本電信電話株式会社が当社に卸提供するサポート付き簡単オフィス Wi-Fi「ギガらく Wi-Fi」を、当社サービス「NXT Wi-Fi」（以下「本サービス」といいます。）として販売するに当たり、「NXT Wi-Fi」利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約の定めに基づき、「NXT Wi-Fi」を提供します。また、本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

2 前項に定めるほか、本規約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

(1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第8条に基づき契約者が行った本サービス契約の申込を第9条に基づき当社が承諾することにより成立します。

(2) 「契約者」とは、本規約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している顧客をいいます。

(3) 「利用端末」とは、契約者が本サービスを利用するために保有している必要のあるパーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン端末等の機器であって、市販製品または同様の技術基準を満たすものをいいます。

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙（料金等）で定めるプランに応じた Wi-Fi アクセスポイント装置を提供し、契約者から申請があった場合は、別紙（料金等）で定めるオプションを提供します。

第5条（本サービスの提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第 3 章 契約

第 6 条 (契約の単位等)

当社は、インターネット接続回線ごとに、1 の本契約を締結します。

第 7 条 (契約申込の方法)

契約者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の申込書、および手続に従って申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

第 8 条 (契約申込の承諾)

本サービス契約は、前条所定の申込を当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、本サービス契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込を承諾しないことがあります。

また、当社は、本サービス契約成立後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第 2 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内には是正されないときに、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは本サービスに関連する契約等の解除、または本サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
- (4) 本規約第 20 条の規定に違反するおそれがある場合
- (5) その他本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第 9 条 (契約申込内容の変更)

契約者は、第 7 条 (契約申込の方法) に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第 10 条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第 11 条 (契約者の地位の承継) で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第 11 条 (契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 本条第 1 項又は第 3 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第 4 章 利用中止等

第 12 条 (利用中止)

当社は、次の場合には、予告なしに本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は東日本電信電話株式会社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 当社又は東日本電信電話株式会社が、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うと判断したとき。

(3) その他、当社又は東日本電信電話株式会社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

第 13 条 (利用停止)

当社は、本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある契約者については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第 14 条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 15 条 (本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

第 16 条（本サービス提供の終了）

当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する際には、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（契約者による本サービス契約の解除）

契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により申し出ていただきます。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、契約者が申し出る変更および解約希望日が属する月の末日をもって、本サービス契約は解除となります。

第 18 条（契約の解除等）

当社は、契約者が次のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス契約が理由の如何にかかわらず終了した場合
- (2) 第 8 条（契約申込の承諾）の規定により、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないとき。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 5 章 料金等

第 19 条（料金等）

本サービスの料金等は、契約者ごとに、別紙のとおり定めます。別紙「NXT Wi-Fi アクセスポイント基本サービス」のプラン変更は出来ません。

第 20 条（利用料金の支払義務）

契約者は、本サービス契約に基づいて、当社より本サービスの提供を受け始めた当月から起算して、本契約の解除があった月までの期間について、本契約毎に、当社が別紙に定める利用料金の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に契約の解除が行われた場合は当月分の利用料金の支払いを要します。また、契約者は、オプションサービスを利用したときは、別

紙（料金表）に規定するオプション料金の支払いを要します。

2 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

第 21 条（延滞利息）

契約者は、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 5 章 雑則

第 22 条（損害賠償）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 23 条（免責事項）

当社は、第 8 条（契約申込の承諾）第 2 項、第 12 条（利用中止）、第 13 条（利用停止）、第 14 条（利用の制限）、第 15 条（本サービスの変更または廃止）第 16 条（本サービス提供の終了）、第 18 条（契約の解除等）、の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

2 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

3 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当

社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

第 24 条 (個人情報等の取り扱い)

契約者には、契約者が本サービス契約の申込に際して当社に申告した事項(以下「個人情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

(1) 本サービスを提供すること

(2) 本サービスを提供する目的の達成に必要な業務を委託する目的で、安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して個人情報の取り扱いを委託すること(個人情報をかかる業務委託先に開示することを含みます。)

第 25 条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

(1) 各装置がインターネットに接続できる環境であること。

(2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。(1)当社が契約者を訪問した際に各装置の設置(希望)場所に案内し、電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。(2)当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。)を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 契約者が、ハイエンド Ex プランの提供を受ける場合は、本条第 1 項に定める条件に加え、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

4 前 3 項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

(2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10)本サービスに利用するパスワード（暗号化キー）、別紙 2（提供する機能）で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。

(11)各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

(12)各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

第 26 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報の提供。
- (3) 利用端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 利用端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 27 条（準拠法） 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 28 条（紛争の解決）

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認め

られること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第 1 項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

附 則

第 1 条 本規約は、2022 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 料金表

1 NXT Wi-Fi アクセスポイント基本サービスプラン

プラン名	提供料金
NXT Wi-Fi for office ライト	月額利用料:2,000 円/月 (初期費 0 円)
NXT Wi-Fi for office ハイエンド	月額利用料:3,300 円/月 (初期費 0 円)
NXT Wi-Fi for office ハイエンド 6	月額利用料:3,800 円/月 (初期費 0 円)
NXT Wi-Fi for field ハイエンド EX	オープン価格 *

* 「NXT Wi-Fi for field ハイエンド EX」のご利用場所、ご利用形態など、ご相談いただいた上で別途お見積りいたします

2 LAN 給電オプション

800 円/月

3 訪問修理オプション

500 円/月

4 カメラオプション (ハイエンド、ハイエンド 6 ご利用ユーザーのみ)

2,500 円/月

※1 この別紙に記載する料金額は、消費税等相当額を含まない金額です。消費税等相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※2 請求については、毎月月末締めとし、毎暦月ごとに、利用月の翌月 20 日前後に請求書発行いたします。別段の定めがない限り、原則支払い期日は請求書発行月の翌月末となります。また、一時金の請求は、利用開始月に請求するものといたします。

※3 月額利用料は利用開始月から終了月まで対象とし、月途中での日割り計算はしません。